

電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの年次計画(令和6年度)

令和6年7月30日

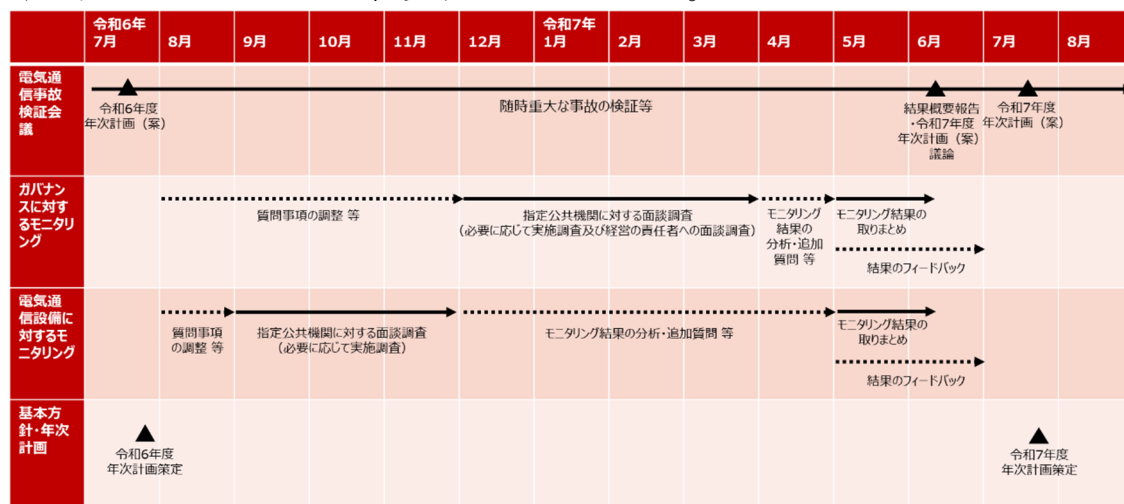
総務省

「電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの基本方針」(令和5年7月21日策定)(以下「基本方針」という。)に基づき、令和6年度の電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの実施計画を示すものとして、「電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの年次計画(令和6年度)」(以下「本年次計画」という。)を定める。

1. 実施スケジュール等

電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングは、基本方針に基づき、電気通信役務を提供する指定公共機関¹(以下「対象事業者」という。)に対して、ガバナンスに対するモニタリング及び電気通信設備に対するモニタリングを行う。

令和6年度においては、各対象事業者に対し事前に質問事項を送付した上で、電気通信設備に対するモニタリングを令和6年9月から同年11月頃まで、ガバナンスに対するモニタリングを令和6年12月から令和7年3月頃までに実施し、モニタリング結果の分析・追加質問等を経て、各々結果を個別にフィードバックする。また、令和7年6月(目途)に、電気通信事故検証会議において令和6年度モニタリング結果概要を報告するとともに、令和7年度年次計画(案)の議論を行い、意見募集を経て、令和7年7月(目途)に令和7年度年次計画を策定・公表する。想定する実施スケジュールは、以下のとおりである。²



¹ 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社 NTT ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社の7者が該当する。(基本方針「2. 実施方針(2) モニタリングの対象者」参照)

² 台風等の大規模自然災害等が発生した場合、予定を一部変更する場合がある。

なお、令和6年度モニタリング結果概要については、対象事業者の機微な情報を多く含むことが想定されることから、基本方針のとおり、対外非公表とする。

2. ガバナンスに対するモニタリングの実施計画（重点確認項目）

基本方針2.（4）に基づき、ガバナンスに対するモニタリングとして、以下4つの観点からモニタリングを実施する。なお、当該モニタリングは、対象事業者の経営幹部等に対する面談調査を基本とするが、必要に応じて、実地調査及び経営の責任者への面談調査も行う。

- a) 管理規程³の実施状況及び遵守状況（委託先の状況を含む。）の点検状況
- b) リスク分析及び影響評価の結果も踏まえた（人材、設備、資金、組織等の）経営資源の十分性の点検状況
- c) 過去に電気通信事故に関する適切な対応についての行政指導等を受けている電気通信事業者については、当該行政指導等を踏まえた再発防止策等の実施状況
- d) その他直近の電気通信事業分野における事故その他の環境変化等を踏まえ点検すべき項目

また、基本方針では、効率的・効果的にモニタリングを実施するため、より詳細に点検する必要のある特定の設備や項目、その他直近の電気通信事業分野における環境変化等を踏まえ点検すべき項目の詳細等については、各年度の年次計画において、重点確認の対象として位置づけることとしている。

令和6年度においては、上記 a) から d) までの各項目について、以下のとおり重点確認の対象を定める。

（1）管理規程の実施状況及び遵守状況（委託先の状況を含む。）の点検状況

管理規程の実施状況や遵守状況に係る点検及び評価の確認を行う。事業用電気通信設備の設計、工事、維持又は運用を委託している場合は、当該管理規程に基づく電気通信設備の障害対策及び安全対策等に関する項目を盛り込んだ契約に係る委託先との締結状況、当該契約の遵守状況に係る点検及び評価の状況等についても確認を行う。

令和6年度においては、継続性・網羅性の観点から、昨年度に引き続き本項目に

³ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第44条第1項に基づき、電気通信事業の開始前に、総務大臣に届出がなされた、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するために電気通信事業者が遵守すべき事項を自ら定めた規程をいう。

ついて重点確認の対象を設けず、広範に実施する。

(2) 経営資源の十分性の点検状況

管理規程に記載された事項の実施に必要な人材、設備、資金、組織その他の経営資源（委託先の経営資源を含む。）の状況について、経営の責任者がどのように点検及び評価等を実施しているか等について確認する。

令和6年度においては、継続性・網羅性の観点から、昨年度に引き続き本項目について重点確認の対象を設けず、広範に実施する。

(3) 過去の行政指導等を踏まえた再発防止策等の実施状況

過去に電気通信事故に関する適切な対応についての行政指導等を受けた対象事業者については、当該行政指導等を踏まえた再発防止策等の実施状況について確認する。

令和6年度においては、過去3年間において電気通信事故に関する適切な対応についての行政指導等を受けた事案について、当該行政指導等を踏まえた再発防止策等の実施状況の確認を行う。

(4) 直近の電気通信事業分野における環境変化等を踏まえ点検すべき項目

その他直近の環境変化等を踏まえ点検すべき項目として、令和6年度は、以下を重点確認の対象とする。

① 通信機器ベンダー等の組織外関係者との連携状況

各設備について、態勢面等の観点から、主として以下の各段階における関係者（通信機器メーカー、通信機器ベンダー、業務委託先等）との連携状況を確認する。

- ア 機器導入時
- イ 機器導入後の機能追加・変更時
- ウ 機器導入後の潜在不良発覚時
- エ 機器導入後の事故対応時

② ヒューマンエラー防止のための対策状況

ヒューマンエラー防止の取組として、主として以下の各項目における実施状況を確認する。

- ア 作業自動化の取組

イ 適切な手順書の整備・管理・運用のための取組

③ 設備の稼働経過期間の管理状況

各設備や機能の適切な更改時期の管理がなされているか点検すべく、態勢面等の観点から、主として以下の各項目の管理状況を確認する。

ア 電源設備

イ ネットワーク機器におけるサーバ証明書、ソフトウェアライセンス

④ その他「令和5年度電気通信事故に関する検証報告」における検証結果を踏まえた対策の状況

令和5年度に発生した「重大な事故」及び「重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態」について、態勢面等の観点から、電気通信事故検証会議における検証結果を踏まえた対策の状況を確認する。

3. 電気通信設備に対するモニタリングの実施計画（重点確認項目）

基本方針2.（4）に基づき、電気通信設備に対するモニタリングとして、以下3つの観点からモニタリングを実施する。なお、当該モニタリングは、対象事業者の経営幹部等に対する面談調査を基本とするが、必要に応じて実地調査も行う。

- a) 利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務大臣が告示する設備⁴におけるリスクの洗い出し状況
- b) 上記 a) で洗い出されたリスクに対する対応措置・応急復旧措置
- c) 上記 b) の対応措置・応急復旧措置を実施した場合の電気通信役務に与える影響評価（想定復旧時間含む。）

また、前述のとおり、基本方針では、効率的・効果的にモニタリングを実施するため、より詳細に点検する必要のある特定の項目等について、各年度の年次計画に

⁴ 具体的には、次のいずれにも該当する設備をいう。（令和5年総務省告示第328号）

一 二以上の都道府県の区域にわたって提供される電気通信役務に係る電気通信設備

二 端末設備又は端末系伝送路設備以外の電気通信設備

三 次に掲げるいずれかを提供する電気通信設備

イ 伝送機能

ロ 交換機能

ハ 電気通信設備の制御機能（仮想化した機能を制御するための機能を含む。）

ニ 電気通信設備の運用、監視又は保守に係る機能

ホ 通信の接続又は認証に係る加入者管理機能

において、重点確認の対象として位置づけることとしている。

令和6年度においては、上記 a) から c) までの各項目について、以下のとおり重点確認の対象を定める。

① 通信機器ベンダー等の組織外関係者との連携状況

各設備の不具合情報の収集状況等を点検すべく、主として以下の各段階における関係者（通信機器メーカー、通信機器ベンダー、業務委託先等）との連携状況を確認する。

- ア 機器導入時
- イ 機器導入後の機能追加・変更時
- ウ 機器導入後の潜在不良発覚時
- エ 機器導入後の事故対応時

② 設備故障発生時の予備系設備への切替えに係る管理状況

各設備の故障発生時に予備系設備へ円滑に切り替えられる環境が整えられているか点検すべく、主として以下の各項目の管理状況を確認する。

- ア 現用系設備の故障を検知する機能
- イ 予備系設備への切替え後の挙動

③ 設備の稼働経過期間の管理状況

各設備や機能の適切な更改時期の管理がなされているか点検すべく、主として以下の各項目の管理状況を確認する。

- ア 電源設備
- イ ネットワーク機器におけるサーバ証明書、ソフトウェアライセンス

④ その他「令和5年度電気通信事故に関する検証報告」における検証結果を踏まえた対策の状況

令和5年度に発生した「重大な事故」及び「重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態」について、電気通信事故検証会議における検証結果を踏まえた対策の各設備への活用状況等を確認する。

4. その他

本年次計画は、令和6年8月1日より適用する。

その他、緊急に対応が必要と認められる事態が発生した場合においては、適時適切に報告徴収等を実施する。